

## これからの感染予防について

国は、5月14日に、福井県を含む39県について、新型コロナウイルス感染症にかかる「緊急事態宣言」を解除しました。しかし、解除によって、感染の危険性がなくなるわけではありません。

引き続き、一人ひとりが「新しい生活様式」を実践し、感染を予防しながら、社会活動や経済活動を再開させていく必要があります。

### 「新しい生活様式」実践のススメ

#### 生活全般・働き方

- ・手洗いは30秒以上かけて、水と石けんでいねいに行う
- ・外出時はマスクを着け、遊びに行くなら屋内より屋外へ
- ・人との間隔はできるだけ2m以上を確保し、対面での会話は避ける
- ・テレワークやローテーション勤務に取り組む。会議や名刺の交換はオンラインで行う
- ・時差通勤で混雑を避け、出張はやむを得ない場合に限る など



#### 食事をするとき

- ・屋外空間で気持ちよく。座るときは横並びに席に着く
- ・食事に集中し、おしゃべりは控えめにする
- ・料理は大皿での取り分けを避けて、個々に盛り付ける
- ・店内での食事以外に、テイクアウトやデリバリーを活用する など

#### JR・あいあいバスなどの公共交通機関を利用するとき

- ・混んでいる時間は避けて、会話は控えめにする
- ・徒歩や自転車利用も併用する など



#### 買い物をするとき

- ・1人または少人数で、混みあう時間は避ける
- ・あらかじめ買うものを決めておき、素早く済ませる
- ・レジに並ぶときは、前後のスペースを取る
- ・通販や電子決済などを利用する など

#### スポーツをするとき

- ・公園は人が少ない時間帯や場所を選ぶ
- ・ジョギングは少人数で、すれ違うときは適度に距離を取る など



### 皆さんへのお願いです

#### 人権への配慮を ～敵は人ではなく、ウイルスです～

新型コロナウイルス感染症に関連して、特に感染者や濃厚接触者について、あたかも加害者であるかのような誹謗中傷などが見られます。

あなた自身を含めて、誰もが感染者や濃厚接触者となり得る状況です。感染者や濃厚接触者、診療に携わった医療機関やその関係者などに対して、誤解や偏見による差別を行わないようにお願いします。

#### 事業者の皆さんへ

各業界団体による指針などを参考に、消毒液の設置や、レジや客席などで人と人の距離を確保できるような工夫など、店舗ごとの状況に合わせた感染予防策の実施に協力をお願いします。

## 新型コロナウイルス感染症を乗り越えるために ～元気な小浜を取り戻す～

■問い合わせ 小浜市新型コロナ総合電話窓口 ☎ 64・6061

### 市長より市民の皆様へ

新型コロナウイルス感染症への対応については、これまで、市民の皆様には「県民行動指針」に基づく感染拡大防止の取り組みに格別のご協力をいただいております。

5月14日には、福井県を含む39県において国の「緊急事態宣言」が解除されましたが、これもひとえに市民の皆様のご尽力のおかげであると心から感謝申し上げます。

しかしながら、新型コロナウイルスは、気を緩めると一気に感染が広がるおそれがあります。このため、今後もウイルスへの警戒は怠らず、「3つの密」を避けること、人と人との距離を十分に取ること、こまめな手洗いや外出時のマスクの着用、咳エチケットなど「新しい生活様式」の実践をお願いいたします。

一方で、新型コロナウイルスの影響は、市民の皆様の生活に加え、市内の幅広い業種の事業者にも及んでいることから、今後は地域の社会経済活動の回復により一層力を入れていくことも重要です。

これまで、小浜市では、国・県の支援が届かない部分について独自の施策を講じる一方、まずは国・県の支援を少しでも早く、かつ着実に活用していただくべく、制度の案内や手続きのサポートに取り組んでまいりました。

特に、一人当たり10万円が給付される特別定額給付金については、すでに5月半ばには、約8割の世帯の方々から申請をいただいております。少しでも早くお届けできるよう、全力で給付事務に取り組んでいるところです。

県をまたいで人の往来がすぐには回復しない中であって、小浜市が1日も早く元気を取り戻すには、市が市民の皆様と一緒に地域事業者を支えることが極めて重要であると思います。このため、市では、地域を支える地域商品券「おばまチケット」を小浜商工会議所、市内金融機関および郵便局と協力して発行いたします。ぜひとも市内の店舗等でご活用いただき、本市経済の回復にご協力いただきますようお願いいたします。

市といたしましては、この国難とも言うべき未曾有の事態を力強く乗り越えることができるよう、これからも必要な対策を実施してまいりますので、格別のご協力をお願いいたします。

小浜市長 松崎 晃治

## 各種支援の案内②

### ～事業者向け～

種別	対象となる事業者	名称	内容	問い合わせ
給付	売上が減少※した ※前年同月比で50%以上減	持続化給付金(国)	中小法人等：最大200万円 個人事業主：最大100万円	持続化給付金コールセンター ☎0120・115・570
助成	従業員に休業手当を支払っている、支払いたい	雇用調整助成金	事業主が支払った休業手当を助成 ☆内容が大きく変更されており、今後も随時変更の可能性があります。詳しくは問い合わせてください。	小浜市新型コロナ総合電話窓口 ☎64・6061 福井労働局相談窓口 ☎0776・22・3363
貸付	資金繰りが厳しい	実質無利子・無担保融資	3年間無利子、最長5年間元本据え置き ※借入先は公庫、銀行、信用金庫など	商工観光課 ☎53・9705 各金融機関
猶予	売り上げの減少で、税金の支払いが難しい	国税、地方税の納付猶予	国税、地方税の納付猶予 ※1年間無担保かつ延滞税が免除される場合あり	国税局猶予相談センター ☎0120・948・364 税務課☎64・6005
事業支援	新たな販売方法を試したい、ホームページを作成したい など	①持続化補助金 ②小売・サービス緊急補助金	販売促進のための広告費や開発費などを補助 ①補助率3分の2、補助上限100万円 ②補助率4分の3、補助上限30万円	①福井県商工会連合会 ☎0776・23・3659 ②小浜商工会議所 ☎52・1040
	ITツールを導入して業務を効率化したい(テレワークを含む)	①IT導入補助金 ②テレワーク奨励金制度	①ITツール導入経費を支援(補助率：最大3分の2) ②テレワークに取り組んだ事業者に対する奨励金(一律20万円)	①IT導入支援コールセンター ☎0570・666・424 ②福井県労働政策課 ☎0776・20・0389

#### 「小浜市新型コロナ助け合い寄付金」を募集しています!

■問い合わせ 人口増未来創造課☎64・6008

市では、市民や事業者などに対する支援をさらに充実させるため、ふるさと納税制度を活用した寄付金を募集します。

#### 【寄付金の活用先】

感染拡大の防止、子どもの学習支援、市民の生活や事業者に対する支援などに活用します。

#### 【寄付者に対して】

寄付に対する返礼品などはありませんが、寄付者は税制上の優遇措置が受けられます。

また、寄付金の使い道については、随時、市公式HPなどでお知らせします。

#### 【寄付の申込方法】

- ①ふるさと納税WEBサイト「ふるさとチョイス」内の小浜市プロジェクトページ (<http://www.furusato-tax.jp/gcf/860>) から手続きする
- ②市公式HPの応募専用フォームから申し込む
- ③所定の申込書(市公式HPから入手)を下記へ郵送またはFAXで送付、または電話で申し込み

▶郵送 〒917-8585 小浜市大手町6-3  
小浜市役所 人口増未来創造課

▶FAX 53-0742

※②、③については、受付後に市から振込方法の案内をお知らせします。

## 各種支援の案内①

### ～個人・世帯向け～

種別	対象者	名称	内容	問い合わせ
給付	すべての市民	特別定額給付金	10万円(1人あたり) ※申請受付中。申請書は5月8日より世帯主あてに送付済み	小浜市特別定額給付金支給係 ☎53・1111(内線645、647) ☎080・5853・9063
	子育て世帯 ※詳細は下記	子育て世帯への臨時特別給付金	子ども1人あたり1万円 ※申請不要(ただし公務員は要申請)、6月末ごろから順次支給	子ども未来課☎64・6013
	家計の急変で学費などが払えない学生	給付奨学金	月額最大7万5,800円	日本学生支援機構 ☎0570・666・301
貸付	収入の減少で生活が苦しい人	緊急小口資金	上限10万円(返済期間2年以内) ※上限が20万円となる特例もあり	小浜市社会福祉協議会 ☎56・5800
猶予など	保険料の支払いが難しい人	介護保険料などの納付の猶予・減免など	①介護保険料の納付の猶予・減免 ②国民年金保険料、後期高齢者医療保険料の納付の猶予・減免など	①高齢・障がい者元気支援課 ☎64・6014 ②市民福祉課☎64・6018
	税金の納付が難しい人	納税の猶予	地方税、国税の猶予 ※1年間無担保かつ延滞税が免除される場合あり	税務課☎64・6005
	公共料金の支払いが難しい人	公共料金の支払い猶予	水道、電気、ガス、電話料金、NHK受信料などの各種公共料金の支払いを猶予	【水道】上下水道課☎64・6028 【各種公共料金】それぞれの事業者

#### 「子育て世帯への臨時特別給付金」について

##### ▶支給対象者

令和2年4月分の児童手当が支給される児童(年齢到達や死亡により、3月分の児童手当が支給される児童を含む)にかかる児童手当の受給者

※ただし、特例給付として児童1人につき月額5,000円の支給を受けている受給者については、対象外となります

#### !!詐欺に注意!!

市から自宅などに問い合わせをする場合がありますが、ATM(現金自動預払機)の操作や、支給のための手数料などの振り込みを求めるとは絶対にありません。

もし不審な電話がかかってきた場合は、すぐに子ども未来課☎64・6013または小浜警察署☎56・0110に連絡してください。

### 相談・手続きは専用窓口へ!

市では、支援策に関する相談や、手続きのサポートを受け付ける専用窓口を開設しています。新たな支援制度の内容や制度の変更点なども含めて、不明な点や不安なことを気軽に相談してください。

- 小浜市新型コロナ総合電話窓口☎64・6061(平日8時30分～17時15分)
- 手続きサポート窓口(予約制/予約は総合電話窓口まで)



皆さんのあたたかいご支援に感謝します・・・

新型コロナウイルス感染症への対策のため、市内外のさまざまな個人・法人・団体などから、寄付金や、マスクや除菌剤などを寄贈していただきました。

いただいた支援（5月15日まで）

- 3月19日 故・田辺栄吉さん（杉田玄白賞受賞者）の家族から除菌剤 20%
- 4月21日 小浜製綱株式会社からマスク 3,000枚
- 4月23日 桑田テント株式会社からマスク 3,000枚
- 5月1日 株式会社幸池商店からマスク 3万枚
- 5月12日 小浜 LC から寄付金（子ども用マスク購入費）50万円
- 5月12日 友好都市・平湖市（中国）からマスク 1万枚
- 5月15日 株式会社ワカサマツバ親和会から泡石けん 150%



▲松崎市長にマスクを手渡す桑田テントの桑田博敏代表取締役（4月23日）



◀幸池商店の幸池浩明会長からマスクを受け取る松崎市長（5月1日）



▶寄贈品の泡石けんを報道陣に披露する、ワカサマツバ親和会の本所正人副会長（5月15日）

各種支援策を実施しました・・・

市外の若者を特産品で応援

小浜市民を家族に持ち、GWに帰省できずに市外でがんばる18歳～25歳の若者を対象に、市の特産品やマスクを送付する「食で応援」事業を実施

たくさんのお礼の言葉をいただきました

特産品を受け取られた若者やその家族から、手紙やメール、SNSなどを通じて、数多くのお礼の言葉や、地元愛あふれるメッセージをいただきました。多くの職員の励みになっています。ありがとうございました。



▲市内産米やサバ缶などの特産品の発送準備の様子（4月26日・道の駅若狭おばま）

いち早く支援を届けたい

国の「特別定額給付金」の申請手続きが始まり、5月8日には本市が県内最速で給付を開始



◀市職員が申請書約1万2,000世帯分を郵便局員に手渡す（5月6日・市庁舎）

ALT（外国語指導助手）が学習講座の収録に臨む（4月21日・チャンネルO）

テレビを通じて自宅で授業

中学1年生の学習を支援するため、市教育委員会がケーブルテレビを通じて全20回の英語学習講座を放送



各種支援の案内 ③

市の新たな支援制度

地域を支える「おばまチケット」循環事業

■問い合わせ 商工観光課 ☎ 53・9705

お得な地域商品券で小浜を元気にしよう！

市では、小浜商工会議所、市内金融機関および郵便局と連携して、1人あたり最大で4,000円お得になる「おばまチケット」を発行します。

「おばまチケット」を市内の飲食店・小売店などで使用して、地域一丸となって新型コロナウイルスに立ち向かい、市民も、お店も、みんなで協力して小浜を元気にしましょう！



スタンプラリーも同時開催！

おばまチケットの発行に合わせて、小浜の魅力を発見するため、チケットの利用店を巡るスタンプラリーを開催します！

詳しくは、チケット購入券に同封のチラシを参照してください。

小浜市持続化給付金給付事業

■問い合わせ 小浜商工会議所 ☎ 52・1040  
商工観光課 ☎ 64・6021

国の持続化給付金（P7参照）の対象にならない事業者に対して、市独自の給付金を給付します。

▶給付額

- 中小企業：40万円
- 個人事業主：20万円

▶主な給付要件

市内に本社を有し、新型コロナウイルス感染症の影響で4月または5月の売上が前年同月比\*で20%以上50%未満減少した事業者  
※前年度の売上実績がない人は相談してください

▶受付期間 6月1日①～6月30日②

▶給付時期 6月中旬ごろから順次

※給付方法などの詳細については、市公式HPなどで確認するか、問い合わせください

おうちでごはん 子育て世帯応援事業

■問い合わせ 商工観光課 ☎ 53・9705

市内の0歳から18歳の子どもがいる世帯を対象に、市内飲食店でテイクアウトに利用できる「おうちでごはんチケット」を配布しています。

1期分については5月31日①まで、2期分については6月30日②まで使用できます。ぜひ活用してください。

▶利用店舗

下記「おうちでごはん」ロゴマークが目印です。一覧を市公式HPに掲載しているほか、市民有志によるSNSでも、各店舗の情報を発信しています。

「おうちでごはん」ロゴマーク



小浜 yeg 御食園若狭小浜～飲食店情報～



食のまち小浜 テイクアウト情報

